

公益財団法人大学基準協会

大学評価に関する規程

平18. 6. 28決定
平20. 3. 11改定
平20. 4. 24改定
平22. 1. 28改定
平22. 5. 21改定
平23. 1. 28改定
平24. 3. 9改定
平27. 5. 19改定
平28. 1. 29改定

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が、公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、大学（短期大学を除く。）に関する評価（以下「大学評価」という。）について定める。

第2条 この規程において大学評価とは、完成年度経過後さらに1年以上（以下「申請資格充足年度」という。）を経た大学で、本協会の大学評価を受けることを希望する大学（以下「申請大学」という。）を評価し、本協会の大学基準に適合していると認定するか否かについて判定することをいう。

2 この規程に定める大学評価を受けた大学は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受けたものとする。

第3条 適合の判定を受けた大学の認定期間は7年間とする。

2 適合の始期は、大学評価を行った翌年度の4月1日からとする。

第4条 前条の規定にかかわらず、大学基準に適合していると判定するものの、大学が抱える問題の重大性に応じて、期限付適合と判定することがある。

2 期限付適合の判定を受けた大学の認定期間は3年間とする。

3 期限付適合の始期は、大学評価を行った翌年度の4月1日からとする。

第5条 大学評価にあたっては、大学のあらゆる側面を総合的に評価することを本旨とする。

第6条 大学評価は、別に定める点検・評価項目に基づいて作成された点検・評価報告書、その他の書類の評価及び実地調査を通じて行う。

第2章 大学評価委員会

第7条 大学評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、大学評価委員会を設置する。

第8条 大学評価委員会は、30名の委員で構成する。

2 前項の委員のうち20名については、正会員である大学がその大学から推薦する1名ずつの候補者について理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 第1項の委員のうち5名については、外部の有識者のうちから理事会の議を経て会長が委嘱する。

4 第1項の委員のうち、第2項及び第3項の規定に基づいて委嘱する者以外の5名については、理事会が指名した者について会長が委嘱する。

5 委員に欠員が生じた場合は、その選出の区分に応じて常務理事会で補欠委員を選出し、会長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 大学評価委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

3 委員長は、大学評価委員会の職務を管掌する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第10条 大学評価委員会には、必要に応じて幹事を置くことができる。幹事は大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

2 幹事は、委員長の指示に従い、大学評価委員会の職務に従事する。

第11条 大学評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長が決定する。

第12条 大学評価委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第3章 大学評価分科会及び大学財務評価分科会

第13条 大学評価委員会は、大学評価分科会及び大学財務評価分科会を設置する。

- 2 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の委員及びその他の委員によって構成する。
- 3 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 4 大学評価分科会及び大学財務評価分科会に主査1名を置く。
- 5 大学評価委員会は、必要に応じて大学財務評価分科会に部会等を設置することができる。この場合において、部会の構成及び選任手続等は、第2項から第4項までの規定によるものとする。

第14条 大学評価分科会及び大学財務評価分科会委員（部会等の委員を含む。）は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第15条 本協会は、大学評価委員会の委員及び幹事、並びに大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員（部会等の委員を含む。）に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

第4章 大学評価手続

第16条 申請大学は、指定の期日までに、大学評価申請書を会長宛に提出するとともに、所定の点検・評価報告書その他の資料を、指定の期日までに、本協会に提出しなければならない。

- 2 前項に定める資料のほか、大学評価委員会、大学評価分科会及び大学財務評価分科会は、大学評価に必要な資料の追加提出を申請大学に求めることができる。

第17条 申請大学は、大学評価委員会が大学評価を開始した日以降は、申請の取り下げを行うことはできない。ただし、申請大学の統廃合など、評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に定める評価中止の決定は、申請大学からの文書による申し出に基づき、理事会が決定する。

第18条 大学評価分科会は、本協会が定めた点検・評価項目のうち、財務に関する点検・評価項目以外の項目の評価を行う。

- 2 大学評価分科会は、教育研究内容の評価を行うにあたり、必要に応じてアドバイザーの設置を大学評価委員会に要請することができる。
- 3 大学財務評価分科会は、財務の評価を行う。
- 4 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の各主査は、その評価結果に基づいて、指定

の期日までに分科会報告書を大学評価委員会に提出しなければならない。

第19条 大学評価委員会は、大学評価分科会及び大学財務評価分科会から提出された分科会報告書に基づき、大学評価結果（案）を起草する。

- 2 前項の大学評価結果（案）は、大学評価委員会委員長が作成する。
- 3 大学評価結果（案）には、大学基準に適合、期限付適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。
- 4 大学評価結果（案）に「改善勧告」、「努力課題」、「長所として特記すべき事項」及び「評定」を付することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、期限付適合又は不適合の判定結果を明記した大学評価結果（案）には、「改善勧告」に代えて「必ず実現すべき改善事項」を付すものとし、また、「努力課題」に代えて「一層の改善が期待される事項」を付することができるものとする。
- 6 大学評価委員会委員長は、大学評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、申請大学から意見を聴取する。
- 7 大学評価委員会委員長は、指定の期日までに大学評価結果（案）を会長に提出しなければならない。

第19条の2 理事会は、前条第7項の大学評価結果（案）を尊重しつつ審議し、大学評価結果を決定する。

第20条 申請大学の関係者は、その所属する大学の評価に加わることはできない。

第21条 大学評価の結果、大学基準に適合していると認定された大学又は期限付適合と判定された大学は、本協会の正会員になるための加盟申請をすることができる。

第5章 評価結果の公表等

第22条 会長は、大学評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を申請大学に通知しなければならない。

- 2 会長は、大学評価の結果を大学評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣に報告する。
- 3 会長は、前項の大学評価結果報告書を刊行物又はインターネット等の適切な方法で公表する。

第6章 異議申立審査手続

第23条 異議申立審査については、別に定める。

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第31条 削除

第7章 改善報告書検討手続

第32条 大学基準に適合すると認定された大学で、改善勧告又は努力課題を付された大学は、指定された期限までに改善勧告又は努力課題についての改善報告書を提出しなければならない。

第33条 改善報告書の検討を行うために、大学評価委員会は、改善報告書検討分科会を設置する。

- 2 改善報告書検討分科会の委員は、大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 改善報告書検討分科会に主査1名を置く。
- 4 改善報告書検討分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第34条 改善報告書検討分科会の主査は、その検討結果に基づいて、指定の期日までに分科会報告書を大学評価委員会に提出しなければならない。

第35条 大学評価委員会委員長は、大学評価委員会の議を経て、検討結果（案）を作成する。改善の成果が認められない等の場合は、大学に対してあらためて意見を付することができる。

- 2 大学評価委員会委員長は、指定の期日までに検討結果（案）を会長に提出しなければならない。

第35条の2 理事会は、前条第2項の検討結果（案）を尊重しつつ審議し、検討結果を決定し、当該大学へ通知する。

第8章 再評価手続

第36条 大学評価の結果、期限付適合と判定された大学は、指定された期限までに、「必ず実現すべき改善事項」及び「一層の改善が期待される事項」に対する再評価改善報告書を会長宛に提出し、再評価を受けなければならない。

2 指定された期限までに前項に定める再評価を受けない場合、適合認定の期間を終了した時点で、その大学は大学基準に適合していないと判定されるものとする。

第37条 再評価に係る書面評価等を行うために、大学評価委員会は、再評価分科会を設置する。

2 再評価分科会の委員は、大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 再評価分科会に主査1名を置く。

4 再評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第38条 再評価は、書面評価により評価を行うことを原則とする。ただし、大学評価委員会が必要と判断すれば、再評価を申請した大学（以下「再評価申請大学」という。）に対する実地調査又はヒアリングを行うことができる。

第39条 再評価分科会の主査は、その評価結果に基づいて、指定の期日までに分科会報告書を大学評価委員会に提出しなければならない。

第40条 大学評価委員会は、再評価分科会から提出された分科会報告書に基づき、再評価結果（案）を起草する。

2 前項の再評価結果（案）は、大学評価委員会委員長が作成する。

3 再評価結果（案）には、大学基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。

4 前項に規定する判定は、再評価改善報告書において報告された事項のうち、期限付適合の判断に至った問題事項に関する改善状況をもとに行うものとする。

5 再評価結果（案）に「改善勧告」、「努力課題」及び「評定」を付することができる。

6 前項の規定にかかわらず、不適合の判定結果を明記した再評価結果（案）には、「改善勧告」に代えて「必ず実現すべき改善事項」を付すものとし、また、「努力課題」に代えて「一層の改善が期待される事項」を付すことができるものとする。

7 大学評価委員会委員長は、再評価結果（案）の完成にあたり、その原案について再評価申請大学から意見を聴取する。

8 大学評価委員会委員長は、指定の期日までに再評価結果（案）を会長に提出しなければならない。

第40条の2 理事会は、前条第8項の再評価結果（案）を尊重しつつ審議し、再評価結果を決定する。

第41条 再評価の結果、大学基準に適合していると認定された大学に対する認定期間は、第4条第2項に定める期間を含め7年間とする。

第42条 会長は、第40条の2に定める決定の通知等については、第22条を準用する。

第9章 追評価手続

第43条 大学評価又は再評価の結果、大学基準に適合していないと判定された大学は、指定された期限までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる。

2 前項の申請は、大学評価又は再評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。

3 追評価を申請する大学（以下「追評価申請大学」という。）は、「必ず実現すべき改善事項」及び「一層の改善が期待される事項」に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

第44条 追評価の申請に係る評価を行うために、大学評価委員会は、追評価分科会を設置する。

2 追評価分科会の委員は、大学評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 追評価分科会に主査1名を置く。

4 追評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第45条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、大学評価委員会において書面評価により改善が確認できる場合は、実地調査を省略することができる。

第46条 追評価分科会の主査は、その評価結果に基づいて指定の期日までに分科会報告書を大学評価委員会に提出しなければならない。

第47条 大学評価委員会は、追評価分科会から提出された分科会報告書に基づき、追評価結果（案）を起草する。

2 前項の追評価結果（案）は、大学評価委員会委員長が作成する。

3 追評価結果（案）には、大学基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。

- 4 前項に規定する判定は、追評価改善報告書において報告された事項のうち、不適合の判断に至った問題事項に関する改善状況をもとに行うものとする。
- 5 追評価結果（案）に「改善勧告」、「努力課題」及び「評定」を付することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、不適合の判定結果を明記した追評価結果（案）には、「改善勧告」に代えて「必ず実現すべき改善事項」を付すものとし、また、「努力課題」に代えて「一層の改善が期待される事項」を付することができるものとする。
- 7 大学評価委員会委員長は、追評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、追評価申請大学から意見を聴取する。
- 8 大学評価委員会委員長は、指定の期日までに追評価結果（案）を会長に提出しなければならない。

第47条の2 理事会は、前条第8項の追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

第48条 追評価の結果、大学基準に適合していると認定された大学に対する適合の始期は、追評価を行った翌年度の4月1日からとする。ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、認定の期間は、不適合となった年度から7年後の年度の3月31日を終期とする期間とする。

第49条 会長は、第47条の2に定める決定の通知等については、第22条を準用する。

第10章 認定証

第50条 本協会は、大学評価、再評価又は追評価の結果、大学基準に適合又は期限付適合と認定した申請大学、再評価申請大学又は追評価申請大学に対して、認定証を交付する。

第11章 評価手数料

第51条 大学は、大学評価、再評価又は追評価の申請に際し、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

第12章 大学評価企画立案委員会

第52条 大学評価の方針や手続、大学評価に関する各種帳票等の様式等を検討するため、定款第33条第1項の規定に基づき大学評価企画立案委員会を設置する。

- 2 大学評価企画立案委員会は、次に定める者を以て構成する。

- 一 理事の中から、会長が常務理事会の議を経て指名する者1名以上
 - 二 大学評価委員会委員長及び副委員長
 - 三 常務理事会において必要と認めた者若干名
- 3 大学評価企画立案委員会の委員長には大学評価委員会委員長を充てる。
 - 4 大学評価企画立案委員会の検討結果のうち重要な事項は理事会に報告しなければならない。

第12章 雑 則

第53条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

- 2 理事会は、この規程の改廃にあたり、評議員会、大学評価委員会の意見を徴することができる。
- 3 この規程の施行に必要な細則は、理事会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行を以て、「大学評価に関する規程細則」（平成18年6月28日）は、廃止する。
- 3 第8章に定める再評価手続については、平成22年度までの大学評価を受けた大学で、大学基準に適合又は不適合との判定を保留された大学に対する再評価にも適用する。この場合において、第36条第1項中「期限付適合」とあるのを「判定保留」と、同条第2項中「適合認定の期間を終了した時点」とあるのを「判定保留の期間を終了した時点」と、また、第41条中「第4条第2項に定める期間を含め、7年間とする」とあるのを、「再評価を行った翌年度の4月1日を始期とし、判定保留の始期となった年度から7年後の年度の3月31日を終期とする期間とする」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月9日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年5月19日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年1月29日）

この規程は、平成28年3月1日より施行する。